

大阪広域水道企業団個人情報保護条例の一部を改正する条例のあらまし

- 1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、同法に合わせて特定個人情報の利用の制限について規定するとともに、特定個人情報の開示請求等の手続において本人の委任による代理人の請求を認めるなど、所要の改正を行います。
- 2 この条例は、平成28年1月1日及び規則で定める日から施行します。